

声明

再審法改悪案の強行採決に抗議する——冤罪救済と冤罪を生まない刑事司法をめざし

2026年7月22日

日本国民救援会

会長 伊賀カズミ

7月17日、参議院本会議で、再審法改悪案が自民党、日本維新の会、参政党などの賛成多数で可決、成立した。衆議院につき、参議院法務委員会においても参考人や与野党委員から原案（政府案修正）に対し、厳しい批判や修正を求める意見が相次いだ。しかし、政府は徹底審議要求に応えずに採決を強行した。日本国民救援会は、「冤罪犠牲者の救済」という法改正の本来の目的に逆行する法案の拙速な成立強行に強く抗議する。

政府案には、冤罪犠牲者の救済を妨げる重大な問題があった。

第一は、冤罪犠牲者が強く求めてきた証拠の全面開示には一切応えず、検察官手持ち証拠の開示に限定を加えたことである。「事前調査」による「門前払い」の棄却決定をクリアーして「審判開始決定」がなされ、再審請求人や弁護人が証拠開示を請求した場合には、請求事由との「関連性」などの要件を設けて開示範囲を極端・不当に限定する。事実上、証拠開示を認めようとしていない制度であり、現行からの後退である。

第二は、再審開始決定に対する検察官抗告を温存したことである。政府は、検察官抗告を「決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」がある場合に限定したと説明した。しかし、「十分な根拠」の判断は検察官の裁量に委ねられると明言しており、これまでの恣意的な抗告を実質的に温存した。

第三は、開示された証拠の目的外使用を禁止したことである。開示証拠に対する罰則付きの目的外使用の禁止規定は、弁護人や再審請求人のみならず、支援者や報道機関による検証活動、報道、支援運動まで萎縮させ、冤罪救済を大きく支えてきた市民の力を弱める危険性があり、決して容認できない。この規定が適用されることで、袴田事件の「5点の衣類」などの無罪証拠を、弁護人が支援者への提供をはばかり、冤罪犠牲者の救済は困難に陥る。これでは、冤罪犠牲者を救えなくなってしまう。

これらの問題点は衆参の国会審議でも繰り返し指摘され、参考人として出席した袴田ひで子さんは、「この法律なら巖も助からず、処刑されてしまう」と抜本的修正を求めた。こうした冤罪犠牲者のやむにやまれぬ声を顧みることなく改悪案を成立させたことに深い憤りを禁じえない。

これまでの再審法改正を求める運動は画期的なとりくみであった。

2019年、「再審法改正をめざす市民の会」の結成を契機に、冤罪犠牲者、支援者、市民団体、弁護士会が再審法改正を求める運動を全国に広げた。袴田事件の再審開始確定を大きな契機として、国会では超党派議員連盟が発足するなど、党派や立場を超えた国民的共同が大きく発展した。地方議会での改正を求める意見書採択運動も全国に広がり、過半数を超える地方議会が採択した。メディアも社説などで法改正の必要性を訴え、冤罪犠牲者や元裁判官、刑事法学者などの事実と道理に基づく訴えはかつてない規模で世論を動かした。

これらのとりくみを通して、冤罪・再審事件に対する国民の理解が深まり、支援が大きく広がることで、冤罪犠牲者を救い出す礎が築かれた。ここに冤罪犠牲者を救済する展望がある。

再審法改悪案は成立した。しかし、冤罪とその犠牲者があるかぎり、その救援運動と「冤罪を生まない社会」を実現するたたかいは終わらない。国民救援会は、再審法改正運動で広がった国民的共同と世論を力に、下記のとりくみに引き続き全力で奮闘する決意を表明する。

- ①再審をはじめ、冤罪で苦しんでいる人を救済する。
- ②真に冤罪犠牲者が救済される再審法へ抜本改正を実現する。
- ③刑事手続きの改革をはじめ「冤罪を生まない刑事司法制度」を実現する。